

監査結果公表第18-24号

平成14年度包括外部監査結果に基づく第8回措置の通知、平成15年度包括外部監査結果に基づく第6回措置の通知、平成16年度包括外部監査結果に基づく第4回措置の通知、及び平成17年度包括外部監査結果に基づく第2回措置の通知の公表について

平成19年3月2日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	大 松 桂 右
同	田 中 裕 子

記

1 措置の通知

平成14年度包括外部監査結果に基づく第8回措置の通知、平成15年度包括外部監査結果に基づく第6回措置の通知、平成16年度包括外部監査結果に基づく第4回措置の通知、及び平成17年度包括外部監査結果に基づく第2回措置の通知

平成19年2月28日 企地第161号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話 072-924-3896 (直通)

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

企 地 第 1 6 1 号
平成19年2月28日

八尾市監査委員	西浦	昭夫	様
同	北山	諒一	様
同	大松	桂右	様
同	田中	裕子	様

八尾市長 仲村 晃義

包括外部監査の結果に基づき講じた措置等について(通知)

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記の事項に関し、本年1月17日までに講じた措置等について別紙のとおり通知します。

記

○平成14年度包括外部監査について

・監査の対象

出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について

○平成15年度包括外部監査について

・監査の対象

補助金の財務事務の執行について

○平成16年度包括外部監査について

・監査の対象

八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について

○平成17年度包括外部監査について

・監査の対象

「公の施設」の管理運営について

・平成14年度包括外部監査についての改善措置等の内容

(1)財団法人八尾市清協公社について(所管課:環境施設課)

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	項目	監査の結果(要旨)	H19.1.17までの措置の内容と改善の方針	H18.7.14までの措置の内容と改善の方針
1	減価償却資産に関する費用処理の方法について	固定資産は取得年度に取得額相当額の圧縮引当金を負債計上し、減価償却は未実施である。又、貸借対照表上の固定資産簿価額が不適正である。	清協公社の委託契約は実費弁償方式を採用しているため、固定資産の減価償却を実施することは市の財政に関係することから専門家の意見等を参考に清協公社及び市内部において引き続き検討し、改善を図ってまいります。	適正化に向け、市内部において、改善方針を引き続き検討しています。
2	退職給与引当金の計上不足について	当年度末時点の退職金支払義務額を退職給与引当金として計上する必要がある。	清協公社の委託契約は実費弁償方式を採用しているため、退職金支払義務額を退職給与引当金として計上することは市の財政状況に影響することから専門家の意見等を参考に清協公社及び市内部において引き続き検討し、改善を図ってまいります。	市内部において改善方針を引き続き検討しています。

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14までの措置の内容と改善の方針
1	再任用制度について	清協公社における再任用制度対象者の任用期限は、八尾市の職員の制度より引き上げていることになっている状況であり、再検討する必要がある。	清協公社の再任用制度については、八尾市の同制度を考慮するとともに労使の問題に関わることでもあり、清協公社独自の八尾市清協公社将来検討委員会及び八尾市清協公社将来計画策定検討委員会で引き続き任用期限等を検討し、平成19年度定年退職時に新制度で対応できるよう労使間で十分協議の上で解決を図ってまいります。	再任用については、労使の問題に関わることであり、労使間で十分協議の上で解決されていくべきものと考えております。また、八尾市清協公社将来計画策定検討委員会で引き続き制度の検討をしています。なお、清協公社独自で平成18年5月に立ち上げた八尾市清協公社将来検討委員会でも再任用制度を検討しています。
2	消費税等の処理について	消費税の処理について、収益は税込処理、費用は税抜処理であり、統一されていない。	統一的な処理を行うべく清協公社と引き続き検討し、専門家の意見等を参考に早期の解決を図ってまいります。	統一的な処理を行うべく引き続き検討しています。
3	八尾市と清協公社との委託契約形態について	清協公社への委託契約形態は、実費精算方式を採用する。又、委託料算定には、退職金費用については当年度に発生した退職給与引当金繰入額を、固定資産費用については当年度の減価償却額を含めることが適切と考える。	委託契約形態は、既に実費精算を採用済みです。また、退職給与引当繰入額及び減価償却額を委託料算定に含めることについては、市の財政状況に影響するため専門家の意見等を参考に清協公社及び市内部において引き続き検討し、改善を図ってまいります。	委託契約形態は、既に実費精算を採用済みです。又、退職給与引当繰入額及び減価償却額を委託料算定に含めることについては、市内部において、改善に向けて引き続き検討しています。
4	清協公社の今後のあり方について ア)し尿収集業務のコストの適正化と継続的削減について	し尿収集等業務は業務量測定の結果をもって適正な委託料を算定し、当該金額までを計画的に削減していく必要がある。	平成12年度から欠員不補充を実施し、この6年間で25人の減員を図っており、今後も引き続き職員数の削減、車両の減車等を毎年計画的に実施し、それに基づいて委託料の計画的削減を図ってまいります。	平成12年度から欠員不補充を実施し、この6年間で25人の減員を図っており、委託料の算定についても計画的に削減を図ってまいります。

5	清協公社の今後のあり方について イ)し尿収集業務以外の業務の段階的廃止について	し尿収集等業務以外の業務は段階的に廃止し、民間へ移行していくのが望ましい。	し尿収集等業務以外の業務は、既に一部を廃止していますが、残りの防疫、放置自転車撤去業務等については、清協公社独自の八尾市清協公社将来検討委員会の職員数削減計画に応じて、し尿収集等業務に特化すべく段階的廃止を労使間で十分協議するとともに八尾市清協公社将来検討委員会でも段階的廃止を引き続き検討して解決を図ってまいります。	し尿収集等業務以外の業務は、既に一部を廃止していますが、職員数の削減に応じて引き続き段階的に廃止を検討してまいります。また、清協公社独自で平成18年5月に立ち上げた八尾市清協公社将来検討委員会でも段階的廃止を検討しています。
6	清協公社の今後のあり方について ウ)縮小スキームの早期確立について	清協公社を廃止に向け縮小していくため、早期退職優遇制度の創設、技能訓練・資格取得支援制度の創設、人件費抑制を目的としたワークシェアリングの採用等の縮小スキームを描く必要がある。	清協公社独自の八尾市清協公社将来検討委員会及び八尾市清協公社将来計画策定検討委員会で引き続き検討しており、特に早期退職優遇制度については、早期に創設し平成18年度中に実施できるよう努めてまいります。他の縮小スキームについては、業務形態等から困難な点もあり引き続き検討してまいります。	八尾市清協公社将来計画策定検討委員会で引き続き検討しています。また、清協公社独自で平成18年5月に立ち上げた八尾市清協公社将来検討委員会でも縮小スキームを検討しています。
7	公益法人会計基準(表示に関する部分)への準拠性について	公益法人会計基準で求められている注記(重要な会計方針、基本財産、次期繰越収支差額、資産及び負債の増減額等)を記載する必要がある。	引き続き、公益法人会計基準に沿って経理処理を行うよう指導し、清協公社も専門家の意見等を参考に検討を行って早期の改善を図ってまいります。	引き続き、公益法人会計基準に沿って経理処理を行うよう指導し、改善に向けた検討を行ってまいります。
8	公益法人会計基準(表示に関する部分)への準拠性について	① 会計基準に準拠した収支計算書、正味財産増減計算書の作成が必要。また、清協公社の会計規程第60条の改訂が必要。② 会計基準に準拠した貸借対照表「正味財産の部」の表示が必要。③ 会計基準に基づき基本財産勘定を別掲する必要がある。④ 営業権償却費の別掲が必要である。	引き続き、公益法人会計基準に沿って経理処理を行うよう指導し、清協公社も専門家の意見等を参考に検討を行って早期の改善を図ってまいります。	引き続き、公益法人会計基準に沿って経理処理を行うよう指導し、改善に向けた検討を行ってまいります。

(2)財団法人八尾市文化振興事業団〔一般会計〕について(所管課:文化振興課)

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	項 目	監査の結果(要旨)	H19.1.17までの措置の内容と改善の方針	H18.7.14までの措置の内容と改善の方針
1	退職給与引当金の計上不足について	退職給与引当金については、「期末要支給額計上方式」により計上すると、引当金必要額が計上不足となる。計上方法について、規定の明確化と不足額について追加引当計上を行う必要がある。	平成18年度より計画的に引当金の計上を行い、平成20年度には要支給額の計上が完了します。	平成18年度より計画的に引当金の計上を行い、平成20年度には要支給額の計上が完了します。

(3) 財団法人八尾市文化振興事業団〔特別会計〕について(所管課:生涯学習スポーツ課)

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	項目	監査の結果(要旨)	H19.1.17までの措置の内容と改善の方針	H18.7.14までの措置の内容と改善の方針
1	退職給与引当金の計上不足について	退職給与引当金については、「期末要支給額計上方式」により計上すると、引当金必要額が計上不足となる。計上方法について、規定の明確化と不足額について追加引当計上を行う必要がある。	平成18年度より計画的に引当金の計上を行い、平成20年度には要支給額の計上が完了します。	平成18年度より計画的に引当金の計上を行い、平成20年度には要支給額の計上が完了します。

(4) 財団法人八尾体育振興会について(所管課:生涯学習スポーツ課)

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	八尾市スポーツ施設のあり方について	利用料金の値上げや近隣市との施設共有化による費用削減等の検討が必要であり、早期に今後のあるべき方向性を決定することが望まれる。	費用削減については公共施設評価にてコストの精査を行っており、今後も効率的な運営に努めます。また、八尾市スポーツ振興基本計画に基づき、各施設の利用状況、市民意識調査結果を踏まえながら、関連的スポーツ施設・市内の民間スポーツ施設・近隣の府立施設との連携を視野に入れ、多角的・体系的な施設整備を進めていくということで方向性を決定しました。(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)	八尾市スポーツ振興基本計画を踏まえ、各施設の利用状況、市民意識調査結果を踏まえながら、多角的・体系的な施設整備について、引き続き検討を行ってまいります。

(5) 財団法人八尾市緑化協会について(所管課:みどり課)

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	緑化協会の今後のあり方について	協会と市及び市民間の正確な情報の共有化、場所別(機能別)作業別管理の実施、緑化啓発事業内容の随時見直しが必要である。	市民とのパートナーシップによる手法も含めた緑化推進への特化を進めることにつき、さらに検討中です。	市民とのパートナーシップによる手法も含めた緑化推進への特化を進めることにつき、さらに検討中です。

・平成15年度包括外部監査について改善措置等の内容

(1)八尾市の補助金全般に共通した内容について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	財政課	補助金の管理手法(PDCAサイクルの活用)	・評価方法について:補助金の評価について、所管課により毎年実施する第1次評価、第2次評価:内部の評価機関により3年に1回実施する第2次評価、第三者評価委員会により3年に1回実施する第3次評価を実施することが望まれる。	補助金の評価方法については、行政評価を活用し必要性・有効性を見極めながら進めてまいります。	補助金の評価方法については、行政評価を活用し必要性・有効性を見極めながら進めてまいります。
2			・評価結果の公表:評価結果については八尾市民へ広く公表し、行政としての説明責任を果たすことが望まれる。		

(2)各補助金について

自治振興委員会補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	事務局が八尾市庁内にある団体への補助	八尾市自治振興委員会の事務局は八尾市自治推進課内にあり、自治推進課職員が業務時間内で八尾市自治振興委員会事務局としての業務を行っている。八尾市自治振興委員会への補助金は実際に交付されている金額に加えて兼務職員の人件費分がある、ということ認識し、当該人件費分を含めた補助の効果はどの程度のものであるかについて評価を行う必要がある。	これまでの事業内容を再検討した結果、八尾市自治振興委員会の自立性を今後より高める必要性があると考え、平成 17 年度から、補助金の減額を含めた補助制度の見直し及び委員会側の経費負担内容の改正を行いました。今後も指摘内容を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。	これまでの事業内容を再検討した結果、八尾市自治振興委員会の自立性を今後より高める必要性があると考え、平成 17 年度から、補助金の減額を含めた補助制度の見直し及び委員会側の経費負担内容の改正を行いました。今後も指摘内容を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。

財団法人八尾市国際交流センター補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人権国際課	補助効果の測定	当財団法人に対する運営費補助を行うことによる効果が指標数値化することなどにより把握されていない。当財団法人開催の研修会・学習会等の参加者数の把握のみならず、国際理解についての市民や研修会参加者に対するアンケート等による指標数値化などを検討すべきである。今後は、数値指標を設定後、その指標を測定することで効果を把握し、その結果に応じて当補助の事業内容や補助金額を随時検討することが望まれる。	研修会・学習会等の参加者に対するアンケートによる指標の数値化を行い、補助事業の効果を検証するための仕組みとして、市と国際交流センターで事業内容や補助金額について定期的に検証する場を設け、他市の国際交流センターの事例調査を行いました。 この調査に基づき、市と国際交流センターで継続して検証を行っており、本年度末には、指標を完成する予定です。	研修会・学習会等の参加者に対するアンケートによる指標の数値化を行い、補助事業の効果を検証するための仕組みとして、市と国際交流センターで事業内容や補助金額について定期的に検証する場を設けることとしました。

社会福祉協議会補助金(福祉団体助成金)

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	福祉政策課	八尾市遺族会：事務局業務について	八尾市遺族会の事務所は八尾市保健福祉部福祉政策室に置かれており、会の事務局業務を福祉政策室担当が実施している。会の活動は自主財源で実施すべきことと併せて、会の事務も自らが実施すべきである。	遺族会の事務処理について、暫時移行していくものとし、必要とされる情報やノウハウを積極的に提供しております。	現在までの経過等を十分に勘案し、遺族会でできる事務処理については、暫時移行していくものとし、その過程で必要とされる情報やノウハウについては積極的に提供してまいります。
2		全般的意見：補助金支出に関する開示	助成金は協議会を通じて各福祉団体に交付されているが、協議会の事業報告書には当該事業のことが記載されていない。また、八尾市が協議会に対して補助していることについては「協議会への補助」としてまとめて予算書や決算書に記載されているが、その中に福祉団体への補助があることがどこにも現れていない。このように、協議会を通じることによって、このような助成事業を行っていること及び助成金の最終交付先が隠れてしまっている。正しい情報の開示の観点から、八尾市が協議会のどちらかで適切に開示することが必要である。	社会福祉協議会において、平成19年度中に社会福祉協議会のホームページ上で情報開示することを検討しています。	社会福祉協議会において「八尾市社会福祉協議会情報公開規程」に基づく情報開示とともに積極的な開示に向けて検討を行っています。

簡易心身障害者通所授産所運営費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。	障害者自立支援法における施設体系の変更を受け、府の補助金交付要綱が改正される予定ですが、未だ補助金の考え方等が示されておりません。府要綱の改正に併せ、当要綱も改正いたします。	障害者自立支援法における施設体系の変更を受け、府の補助金交付要綱が改正される予定ですが、未だ補助金の考え方等が示されておりません。府要綱の改正に併せ、当要綱も改正いたします。
2		収支決算書の内容不備	要綱第 8 条において実績報告の手続が規定され、事業実績書、歳入歳出決算書、利用者出勤状況報告書の提出を求めている。しかし、提出を受けた歳入歳出決算書について、次のとおり 4 点の不備が見られた。 1) 歳入歳出決算書に該当する書類について「収支決算書」との標題になっている。実態に合わせて要綱第 8 条を「収支決算書」と変更することが望まれる。 2) 収支決算書において補助金収入分に対応する支出とそれ以外の収入分(自己収入等)に対応する支出とを区分していないため、補助金収入分に対応した支出内容や収支差額を把握できない。区分して作成する必要がある。なお、平成 15 年度からは区分して作成している。 3) 平成 14 年度上半期の各授産所から提出された収支決算書を閲覧したところ、各勘定科目欄と金額欄の横の摘要欄に用途の記入がないものが 14 の授産所で認められた。年度末の収支決算書には摘要欄の記載があるものの、上半期の収支決算書上においても記載するよう指導する必要がある。なお、これは、要綱上の収支決算書様式には摘要欄にどのような内容を記入するのか例示・説明がなかったことによるものと推測される。要綱上の収支決算書様式に、摘要欄に記載すべきものについての説明文を加えることが望ましい。なお、平成 15 年度からは記入を求めている、とのことである。 4) 「監査の結果 ①補助金額の算定誤り」で指摘した事項が生じた原因としては、授産所から提出される収支報告書の「使用料及び賃借料」には家賃金額が含まれて記載されていたためと考えられる。今後は、授産所から提出される収支決算書の「使用料及び賃借料」の科目については、運営補助金補助対象経費分とそれ以外の分を分けて記入し、運営補助金の算定経緯が明確となるようにすることが必要である。	1)については、要綱の改正時に変更する予定です。 2)3)4)については既に措置を講じました。	1)については、要綱の改正時に変更する予定です。 2)3)4)については既に措置を講じました。

3	退職積立金の算定方法明確化	<p>要綱における補助対象経費の規定(要綱第 6 別記)には「指導員の人件費」との記載があるのみで、退職積立金支出の記載は具体的にはないが、退職積立金支出を補助対象とすることは認めている、とのことである。退職積立金繰入額も人件費の一部として補助対象経費とすることは肯定できるので、そのことを要綱上で明確にすべきである。</p> <p>なお、退職積立金の金額計算根拠については、八尾市担当者は把握していない。また、各授産所における退職金制度の有無も確かめていない。実態は、退職金制度によった積立額ではなく、収支計算上での余剰金額を適当に毎年積み立てている、とのことである。公平性を保つため、八尾市が退職金モデルを制定し、各授産所がそれをベースに適切な退職金制度を設け、その制度により退職積立金を計上するように八尾市は指導する必要がある。</p>	<p>要綱への記載については、要綱の改正時に行う予定です。</p> <p>退職積立金に関するモデル規定については、要綱改定時に作成する予定です。</p>	<p>要綱への記載については、要綱の改正時に行う予定です。</p> <p>退職積立金に関するモデル規定については、要綱改定時に作成する予定です。</p>
4	補助金額の見直し	<p>運営補助金の金額は、授産所等の運営に要する費用のうち、市長が必要と認めた経費の合計と授産所等通所者の人数から算定した金額のうちいずれか少ない方の金額としている(要綱第 6 別記より)。授産所等通所者人数から算定する金額については、1 人当たりの月額補助額を 59 千円とし、重度障害者は 77 千円、最重度障害者は 88 千円として、計算している。</p> <p>対して、大阪府の要綱では、補助金額は授産所等の運営に要する費用のうち、補助対象経費(給料等)の合計と一定の基準額(注)のうちいずれか少ない方の金額の 2 分の 1 を補助金額としている(大阪府要綱第 3 条より)。</p> <p>したがって、利用人員が多い授産所であるほど、大阪府補助金額の八尾市補助金額に対する割合が低くなり、八尾市単独負担が増える。これは、八尾市が 1 人あたりの補助金額を規定しているのに対して、大阪府は 15 人以上の授産所は一定(6,500 千円)の基準額を設けているためである。さらに平成 17 年度からは新要綱が適用され 7 人以上は一定の基準額となるため、7 人以上の授産所は補助金額が実質的に減額となり、八尾市補助金額の負担割合が高くなる。また、重度障害者が通所者に含まれた場合はさらに八尾市単独負担割合が増加する。</p> <p>八尾市はさらに障害者通所施設環境を整備するためにも、10 人以上の授産所については社会福祉法人へ移行させることを促進している。小規模授産施設移行支援助成金(表番号 36)の更なる活用が期待される。これらに対処するため、補助金に一定の上限額を設けることを検討する必要がある。</p>	<p>府の補助金交付要綱の改正に合わせて、市要綱も改正する予定です。</p>	<p>府の補助金交付要綱の改正に合わせて、市要綱も改正する予定です。</p>

5	要綱上における書類様式例の不備	要綱では、補助金申請時等に必要とされる書類が規定されているものの、各書類の様式例は規定されていない。当補助金は大阪府の補助金交付要綱を根拠としているものであり、大阪府の補助金交付要綱における様式例を利用していたとのことである。実務上の弊害はないが、八尾市の要綱においても書類様式例が規定されることが望ましい	要綱の改正時に行う予定です。	要綱の改正時に行う予定です。
6	補助対象経費の明確化	「監査の結果 ①補助金額の算定誤り」で指摘したとおり、要綱第6条 別記において、補助対象経費が規定されており、補助対象経費から家賃等が除かれる旨が明記されているものの、家賃等補助金額を控除すべきなのか、家賃等の実際の支出額を控除すべきなのかが不明確である。明確に記載する必要がある。	要綱の改正時に明確化を図る予定です。	要綱の改正時に明確化を図る予定です。
7	要綱の表現が不正確	要綱の第7条では「第5条の補助金交付額の確定後、交付する」とされているが、第5条は補助金交付額の決定についての規定であり、確定ではない。補助金の確定は第9条で規定されている。第7条の表現を「第9条の補助金交付額の確定後、交付する」と修正する必要がある。一方、要綱第8条における「補助金の交付を受けたものは、前期…」とあるが、「補助金の概算払を受けたものは、前期…」と修正する必要がある。	要綱の改正時に修正を図る予定です。	要綱の改正時に修正を図る予定です。

簡易心身障害者通所授産所整備費補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。	運営費補助金交付要綱の改正時に、併せて改正する予定です。	運営費補助金交付要綱の改正時に、併せて改正する予定です。
2		施設、設備整備補助金を規定する要綱の妥当性	簡易心身障害者通所授産所運営費補助金の要綱第6条(4)には、「施設、設備整備費補助金」が規定されている。しかし、「施設、設備整備費補助金」は簡易心身障害者通所授産所整備費補助金のうちの一部の補助金である。 施設、設備整備費補助金は、冷暖房設備等の施設に係るものを補助対象とし、設備購入費用の補助であり、八尾市簡易心身障害者通所授産事業運営補助金交付要綱ではなく、整備費補助金交付要綱で規定すべきである。	運営費補助金交付要綱の改正時に、併せて改正する予定です。	運営費補助金交付要綱の改正時に、併せて改正する予定です。

3		収支予算書への名称変更	整備費補助金交付要綱第5条において、補助対象事業者へ提出を求める書類が規定され(3)歳入歳出予算書、とあるが、要綱上における書類様式では標題が「改築費補助金収支予算書」となっている。「収支予算書」と要綱上の規定を改正することが望まれる。	要綱改正時に修正を図る予定です。	要綱改正時に修正を図る予定です。
4		土地の登記簿謄本及び使用承諾書について	整備費補助金交付要綱第5条において、補助対象事業者へ提出を求める書類が規定され(7)「土地の登記簿謄本及び使用承諾書」とあるが、賃借している物件を整備する場合は登記簿までも提出を求める必要はなく、使用承諾書のみで足りる。実態においても使用承諾書のみの手入を実施している。要綱を「土地の登記簿謄本及び使用承諾書」ではなく、「自己所有の土地の場合は土地の登記簿謄本、借用土地の場合は使用承諾書」とする必要がある。	要綱改正時に修正を図る予定です。	要綱改正時に修正を図る予定です。
5		書類様式の要綱上未規定	建築費・改築費等補助金について補助金交付申請書等の書類様式を整備費補助金交付要綱で制定しているが、施設、設備整備補助金に関する補助金交付申請書等の書類様式は制定しておらず、建設費・改築費等補助金の様式を準用している。早急に規定することが必要である。	要綱改正時に規定する予定です。	要綱改正時に規定する予定です。
6		概算払の理由未記載	整備費補助金交付要綱にて概算払による補助金の支払いを認めている(整備費補助金交付要綱第9条2より)。しかし、補助金交付申請書において、概算払を求める理由の提出を求めている。概算払による補助金支払いは例外的な内容であり、概算払を行う際にはそれを例外的に認めた理由を記載できるように交付申請書に記載欄を設けることが望ましい。	要綱改正時に是正する予定です。	要綱改正時に是正する予定です。

精神障害者ホームヘルプサービス事業補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき補助金交付要綱を改正する必要がある。	自立支援法の施行により3障害一体となったサービス提供を行うことになったため、当要綱に基づく事業は実質なくなりました。今後、府の補助要綱の廃止と併せて当要綱も廃止する予定です。	自立支援法の施行により3障害一体となったサービス提供を行うことになったため、当要綱に基づく事業は実質なくなりました。今後、府の補助要綱の廃止と併せて当要綱も廃止する予定です。

精神障害者共同作業所運営事業費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金額の見直し	大阪府の補助金要綱が改正され、平成 17 年度からは新要綱が適用され 10 人以上は一定の基準額となるため、10 人以上の授産所は補助金額が実質的に減額となり、八尾市補助金額の負担割合が高くなる。これにより、利用人員が多い作業所であるほど、大阪府補助金額の八尾市補助金額に対する割合が低くなり、八尾市単独負担が増える。八尾市はさらに障害者通所施設環境を整備するためにも、10 人以上の授産所については社会福祉法人へ移行させることを促進しており、小規模授産施設移行支援助成金の更なる活用が期待される。これらに対処するため、当補助金額に一定の上限額を設けることを検討する必要がある。	現在、当補助金の対象となっている授産施設については、平成 17 年度より小規模授産施設に移行しており当補助金対象授産施設は該当なしとなります。補助金の上限額設定の検討も必要ですが、新規授産場については、まずそのあり方から検討すべきと考えるため、今後は本補助金のあり方も含め、統合的な判断のもと検討してまいります。	現在、当補助金の対象となっている授産施設については、平成 17 年度より小規模授産施設に移行しており当補助金対象授産施設は該当なしとなります。補助金の上限額設定の検討も必要ですが、新規授産場については、まずそのあり方から検討すべきと考えるため、今後は本補助金のあり方も含め、統合的な判断のもと検討してまいります。

小規模授産施設移行支援助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。	現在、八尾市補助金交付規則に沿った改正に向け作業中です。	現在、八尾市補助金交付規則に沿った改正に向け作業中です。

高齢者の生きがいと健康づくり推進事業助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	連合会の基盤強化について(連合会全体に対する意見)	現在、高齢クラブへの助成事務(申請受付、交付事務及び報告書の取りまとめ等)及び連合会の決算書作成、総会事務等多くの事務を高齢福祉課で行っている。 連合会においても、専任・専従職員体制を確立し、事務局業務を順次受入れていくことが必要である。 また、連合会は、高齢クラブからの直接の会費徴収はなく、八尾市の各高齢クラブに対する活動助成金の一部(総額 1,638 千円)を会費見合いとして収入しているほか、収入の大部分を助成金に頼っている。連合会活動の活性化のためには、財源確保が重要であり、自主活動の基盤として自主財源確保の方策が検討されるべきと考える。	現在、連合会の事務については、高齢クラブ連合会で専任係員を採用し、事務処理を行っています。従って高齢福祉課は事務の助言、点検、指導等を行うよう改善しました。また、連合会の運営については直接会員からの会費収入はありませんが、行事ごとに参加者負担金(連合会会計には繰り入れていない)を徴収し運営しており、一定の自主財源の確保を行っております。(措置済み)	自主財源の確保については、友愛福祉活動募金を創設し、友愛訪問活動の経費に充てています。事務局事務についてはその大半を連合会でおこなってもらうこととしましたが、一部事務について引き続き調整を行っています。

高年齢者労働能力活用事業費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。	今後事業運営の方針が確定しだい、合わせて要綱の改正を行う予定です。	現在引き続き検討中です。

2		補助金額の見直し	<p>社団法人の公益事業は、会員からの会費収入及び法人の目的に反しない範囲で実施される収益事業の収益によって賄うのが基本である。自らの努力した後になお資金が不足する場合に補助金その他外部からの資金に頼るべきものである。シルバー人材センターの安定した運営のためには、支払準備のための現金預金や正味財産の保有は必要であることは認める。したがって、必要資金等を合理的に見積り、その金額まで保有できれば、それ以降は基本に戻り、運営費の不足部分についてのみ運営費補助とすべきと考える。</p> <p>今後は資金の増加の必要はなく、八尾市は人件費全額の補助ではなく、収支不足額を補助することで足りる。補助額の見直しが必要である。</p>	<p>今後、シルバー人材センター内の各運営委員会及び来年度策定する第3次中長期計画の中で、指摘事項を含めた事業運営について方針を決めていく予定であり、現在引き続き協議を行っております。</p>	<p>ご指摘の内容をふまえ、シルバー人材センターに改善指導しますとともに、補助金のあり方について現在引き続き協議を行っております。</p>
---	--	----------	--	--	---

八尾市民間保育所整備費補助

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	子育て支援課	要綱の不備	<p>要綱第 5 条(補助金の交付の申請)によると、「補助を受けようとするときは、申請書を別に指定する期日までに市長に提出しなければならない」とあるが、ここでいう別に指定する期日を定めた根拠規定は存在しなかった。現状は、補助金交付申請書は、府の申請書とほぼ同時期に提出している。</p> <p>当該補助金は大阪府補助事業の場合であることが前提条件であるので、現状の申請書提出日であっても問題はないと考える。しかし、申請書の提出期限について現状の要綱の表現では不明確であるので、これを明確にする必要がある。</p>	<p>国の補助制度が大きく見直されたため、本要綱は平成19年3月末で廃止を予定していることから、新たな要綱制定の際、申請書の提出期限を明確に規定いたします。</p>	<p>平成18年4月に制定した八尾市私立保育所整備費補助金交付要綱においても、申請書の提出期限を定めるに至らなかったところですが、国の補助制度の大幅な見直しにより、本要綱は平成19年3月末で廃止を予定していることから、新たな要綱制定の際、提出期限を明確に規定いたします。</p>

八尾防犯協議会防犯灯補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	防犯灯設置計画の未策定	八尾市全体として防犯灯の設置計画は策定されていない。現在、防犯灯の設置の判断は各自治会で行われ、補助申請を行うと全件補助対象となる。したがって、防犯灯設置の優先順位は設けられていない。今後は、防犯灯設置計画を策定し、それに従う設置とその補助を計画的に行うことが求められる。	今後、防犯まちづくりに関わる計画づくりを進めていく予定ですが、防犯灯の設置計画についても併せて引き続き検討しております。	今後、防犯まちづくりに関わる計画づくりを進めていく予定ですが、防犯灯の設置計画についても併せて引き続き検討しております。
2		防犯灯補助金の補助割合の妥当性	現在、補助金額は要綱第 3 条により、規定されている。平成 14 年度より、照度の高い(36 W以上)防犯灯設置に対しては高い補助割合となっている。実態としては、ポールを新設し防犯灯を設置する場合の設置経費は 60～70 千円であるのに対し、既設電信柱に防犯灯を設置する場合の設置経費は 30 千円程度であり金額の幅が広がっている。しかし、ポールから設置する場合とそうでない場合との設置経費に開きがあるのに、補助金額のランク分けがされていない。どの場合でも補助割合が同一となるように、補助金額計算根拠を設置経費に対する割合から算出するようにすることが望ましい。	平成 16 年 9 月 7 日付けで要綱を全部改正し、補助金額・補助率等について、概ね 3 年で見直す旨の規定をいたしました。 要綱改正後、改正要綱の制度周知を含めて新要綱にて取り組んでおりますが、様々なご意見をいただいております。 これら意見を踏まえながら、補助割合等について引き続き検討しております。	平成 16 年 9 月 7 日付けで要綱を全部改正し、補助金額・補助率等について、概ね 3 年で見直す旨の規定をいたしました。 要綱改正後、改正要綱の制度周知を含めて新要綱にて取り組んでおりますが、様々なご意見をいただいております。 これら意見を踏まえながら、補助割合等について引き続き検討しております。

八尾防犯協議会運営費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	事務局が八尾市庁内にある団体への補助	協議会の事務局は八尾市自治推進課内にあり、自治推進課職員が業務時間内で協議会事務局としての業務を行っている。したがって、実態は自治推進課職員が事務局職員を兼任している状態である。当該八尾市職員の人件費のうち、事務局としての業務時間に対応する分は協議会への補助金と実質的には同じである。八尾防犯協議会への補助金は実際に交付されている金額に加えて兼務職員の人件費分がある、ということを確認し、当該人件費分を含めた補助の効果などの程度のものであるかについて評価を行う必要がある。しかし、協議会の事務について、自主運営することを検討することが望まれる。	引き続き、協議会が本来実施すべき事業について精査中であり、事業費補助としての補助金額の積算内容について、検討中であります。	引き続き、協議会が本来実施すべき事業について精査中であり、事業費補助としての補助金額の積算内容について、検討中であります。

「八尾市」用排水路浚渫補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	土木管理事務所	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。	引き続き「八尾市」用排水路浚渫補助金交付要綱(案)の改正作業中につき、本年度中の改正実施に向けて取り組みを進めております。	不備項目へのご指摘を踏まえ、補助金等交付基準、「適正化法」及び「適正化法施行令」に適合した内容とするべく浚渫補助金交付要綱の改正作業中です。

・平成16年度包括外部監査についての改善措置等の内容

○歳入関連項目

1. 下水道使用料の金額

(1)平成12年度下水道使用料改定の経費負担区分に関する問題点

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	下水道総務課	維持管理費中の一般行政経費の負担区分	<p>(A)環境対策費 環境対策費のうち、浄化施設の活性炭入れ替え費用については、悪臭防止という点では汚水に関する経費であり、私費負担が必要と考える。</p> <p>(B)協会負担金等 協会負担金等のうち公共下水道管理者としての情報入手及び職員研修については、雨水・汚水両方にかかる経費であり、公費私費両方の負担が必要な経費であるとする。下水道協会及び下水道事業団の収支状況の実態を調査して、協会負担金等のうち、情報入手及び職員研修に見合った割合を算出し、その割合で按分された金額については公費私費両方で負担することが必要である。</p> <p>(C)水洗化推進員報酬 水洗化推進員の業務内容(「現地実態調査」「未水洗化台帳の作成」「くみ取り便所・し尿浄化槽の水洗化の通知」「水洗化個別指導」)は各種調査や水洗化促進のための啓発などの活動であるため、下水道事業の管理に付随して公共下水道管理者が実施する事務と捉え、汚水に関する経費であるとするのが適当と考える。したがって、水洗化推進員報酬は、私費負担が適当と考える。</p>	平成12年の使用料改定時に、環境対策経費、協会負担金等、水洗化推進員報酬について、全額公費負担することに合理性があると判断いたしましたが、原因者負担の観点から、一部には私費負担が適当であるとの考え方もあることから、今回の使用料改定立案時には、指摘の点を踏まえ、公費私費の負担区分の検討を行いたいと考えております。	平成12年の使用料改定時に、環境対策経費、協会負担金等、水洗化推進員報酬について、全額公費負担することに合理性があると判断いたしましたが、原因者負担の観点から、一部には私費負担が適当であるとの考え方もあることから、今回の使用料改定時には、指摘の点を踏まえ、公費私費の負担区分の検討を行いたいと考えております。
2	下水道総務課	資本費の汚水経費のうち3割を公費負担とすること	汚水に係る資本費については使用料の対象(私費負担)とすることが原則であるにもかかわらず、平成12年度の使用料改定計算においては汚水資本費の3割を公費負担とした。これは、使用料改定時の計画値について、仮に汚水資本費を全額使用料対象経費として料金改定率を計算すると28.6%となり、これでは使用料の改定幅が大きすぎると判断し、改定幅を小さくするために、汚水資本費の3割を公費負担とすることにしたということである。公費負担を汚水資本費の3割分増加させたということは、即ち市民の税金で負担する部分を増加させたということであり、結果的には下水道を使用していない市民の負担が多くなってしまふことになる。今後の料金改定においては、原則どおり、汚水に係る経費は利用者負担として、使用料対象経費に含めるべきと考える。	汚水資本費の3割を公費負担としたことについては、汚水資本費の全てを使用料対象経費とすると、極めて高額な使用料を設定する必要があるため、世代間の公平を図ったものであります。次回使用料改定立案時には、指摘の点を十分踏まえ、資本費の推移を見極めつつ公平負担の観点から使用料対象経費の算出に努めたいと考えております。	汚水資本費の3割を公費負担としたことについては、汚水資本費の全てを使用料対象経費とすると、極めて高額な使用料を設定する必要があるため、世代間の公平を図ったものであります。次回使用料改定立案時には、指摘の点を十分踏まえ、資本費の推移を見極めつつ公平負担の観点から使用料対象経費の算出に努めたいと考えております。

(2) 平成 12 年度下水道使用料改定時の計算上の問題点

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H19.1.17までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	下水道総務課	有収水量と使用料収入の予測方法	<p>有収水量計画実績差異分析の表によると、低い水量ランクでの計画実績差異が大きい。これは、低い水量ランクを中心に下水道普及が進んでいるためと推測される。</p> <p>八尾市は累進使用料体系であるため、このように低い水量ランクの有収水量が増加有収水量の大部分を占めている場合、全体の有収水量が計画どおりに増加しても使用料収入が計画どおりに増加しない可能性がある。</p> <p>今後は、各年度に下水道を使用開始するのはどのような者か(例えば家庭、工場など)という点を調査の上、水量ランクごとに有収水量の予測を行い、使用料収入見込額を計算すべきと考える。</p>	<p>水量ランク別の使用水量の表は、累積された水量であるため、必ずしも低い水量ランクを中心に下水道普及が進んでいることを示すものではありませんが、次回改定立案時には、使用料収入見込額算出の基礎となる有収水量の予測をよりの確に行い、使用料収入見込額を算出したいと考えております。</p>	<p>水量ランク別の使用水量の表は、累積された水量であるため、必ずしも低い水量ランクを中心に下水道普及が進んでいることを示すものではありませんが、次回改定立案時には、使用料収入見込額算出の基礎となる有収水量の予測をよりの確に行い、使用料収入見込額を算出したいと考えております。</p>
2	下水道総務課	公衆浴場の有収水量及び使用料収入の取扱い	<p>平成12年度の料金改定において公衆浴場の使用料の改定は行われなかったが、平成12年度改定時の有収水量の予測値は公衆浴場の有収水量込みの数値になっている。理論的には、使用料収入の計算に当たっては、据え置きで計算すべきと考える。</p>	<p>公衆浴場の有収水量は、有収水量全体に占める割合が極めて小さく、使用料の積算では考慮していませんが、次回改定立案時にはこれらも考慮したうえで、有収水量の予測を行います。</p>	<p>公衆浴場の有収水量は、有収水量全体に占める割合が極めて小さく、使用料の積算では考慮していませんが、次回改定時にはこれらも考慮したうえで、有収水量の予測を行います。</p>

2. 下水道使用料の徴収事務の委任(取り組み済み)

3. 下水道使用料の料金滞納の管理

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17までの取り組み等の内容 と改善の方針	H18.7.14までの取り組み等の内容 と改善の方針
1	下水道総務課	給水停止執行までの期間短縮及び現地訪問の早期化	八尾市の給水停止執行の条件は 6 か月以上の滞納と定められているが、これを例えば 4 か月に短縮し、さらに 6 か月分の催告を行った日から給水停止執行までの期間を半月(現状は 1 か月半)に短縮すると、使用料滞納発生日から 7 か月で給水停止執行ということになる。この給水停止執行までの 2 か月半の短縮は、例えば無断転出者の早期判明に有効であり、回収不能額を減らす効果が期待できる。 同時に、現在収納事務受託者に、4 か月以上の滞納者への現地訪問による催告を委託しているが、これを 3 か月以上に早めることにより滞納額が減少すると予測される。 以上、下水道使用料滞納額の早期回収の為には、給水停止執行までの期間の短縮及び現地訪問の早期化が有効と考える。	滞納額の早期回収を図るため、現状6か月以上の滞納と定めている給水停止執行期間を平成19年度より4か月に短縮する予定です。現在、2か月滞納分は郵送処理しておりますが、ご指摘のとおり、3か月滞納分からは現地訪問による催告を行い、滞納督促の早期化を図りました。 (現地訪問の早期化については措置済み)	給水停止執行及び滞納督促業務は、水道局が行っており、督促業務はさらに民間業者へ委託しております。当課だけでは改善できないため、水道局と十分な協議検討が必要なため、費用対効果を考慮しつつ改善方向に努めてまいります。

4. 一般会計からの繰入金(取り組み済み)

5. 下水道利用(水洗化向上)の促進

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17までの取り組み等の内容 と改善の方針	H18.7.14までの取り組み等の内容 と改善の方針
1	環境施設課	水洗化促進策の提案	<p>⑤ し尿処理手数料の見直し</p> <p>八尾市のし尿処理(収集、運搬及び処分)手数料は一般家庭(4人)で年額 14.4 千円である。これに対し下水道使用料は月 20 m³で年額 21 千円であり、くみ取便所の方が下水道使用料よりも安いのが現状である。区域別の資料はないが、市域全体の平成 14 年度のし尿収集・運搬費用の 1 件当たり平均金額は約 52 千円となっている。下水道整備区域では供用開始後年月が経過するにつれ、し尿収集戸数が減少し区域に点在することとなるため、収集の効率性が低下し、し尿収集・運搬費用は市域平均よりも高いと推測できる。下水道事業は、汚水は私費負担を原則として実施している。し尿も汚水であるため私費負担が原則と考えられるが、現状ではし尿処理費用をすべて処理手数料に転化すると料金が高額になるため政策的配慮から料金が決定されているものと思われる。しかし、下水道整備区域においては、下水道利用者との公平性の観点も考慮にいれて、し尿処理手数料を設定すべきものとする。その方法として、し尿処理費用を下水道整備区域と未整備区域の費用に区分して把握したうえ、下水道整備区域のし尿処理費用を賄えるようにし尿処理手数料を設定することが望ましい。なお、算定したし尿処理費用額すべてを料金に転化すると料金が高くなるのであれば、少なくとも下水道使用料金と同額程度に設定することが適当であると思われる。なお、経済的事情により水洗化便所に改造できない者については別途手当てを講じることが必要である。</p> <p>市民間の公平性に加え、環境面及び市への財政的影響面も考慮して、上記したし尿処理手数料の料金設定の検討が望まれる。</p>	<p>し尿処理手数料の見直しについては、環境衛生的見地や下水道未整備地域の実情、物価状況を踏まえるとともに、政策的配慮を勘案し、指摘事項につきまして、引き続き慎重に検討してまいります。</p>	<p>し尿処理手数料の見直しについては、環境衛生的見地や下水道未整備地域の実情、物価状況を踏まえるとともに、政策的配慮を勘案し、指摘事項につきまして、引き続き慎重に検討してまいります。</p>

6. 受益者負担金(取り組み済み)

○歳出関連項目

7. 流域下水道等負担金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17までの取り組み等の内容 と改善の方針	H18.7.14までの取り組み等の内容 と改善の方針
1	下水道総務課	維持管理費の負担基準の見直し (寝屋川南部流域下水道)	<p>維持管理費は汚水処理費と雨水処理費に区分されるが、このうち汚水処理費の負担基準を面積としているのは合理的ではなく、汚水流入量(各市の流入量は不明であるため実質的には各市の上水道の有収水量)により按分の方がより合理的な方法と考える。なお、負担基準の見直しに当たっては、次の事項にも留意が必要である。</p> <p>1) 汚水処理費は汚水流入量に正比例する費用ばかりではなく、固定的に発生する費用もある。</p> <p>2) 新処理場(竜華水環境保全センター)の建設が進められているが、当該処理場内の水処理設備は下水流入量の増加見込みに応じて順次増設していくため、当面の間は処理場の一部は未利用状態となる。この未利用部分に係る維持管理費は下水道整備が遅れている市も負担すべきものと思われる。</p> <p>数年後に稼働を予定している竜華水環境保全センターは下水の高度処理を予定している。また、川俣処理場においても、水処理施設改築時には高度処理に移行される予定である。高度処理は現在の水処理方法よりも維持管理費用が増加すると予想される。</p> <p>市は現状及び今後の状況を的確に認識し、合理的な負担基準を十分に検討したうえで、流域下水道関係市と協議を行う必要があると考える。</p>	<p>維持管理に係る負担割合の算出方法については、寝屋川南部広域下水道組合規約や大阪市との協定においては、基本的に供用開始面積比を用いております。</p> <p>寝屋川流域では、内水排除を目的として合流方式で下水道整備されてきたことから、各市とも雨水、汚水の流入水量を正確に算出することは困難な面もありますが、組合、関係各市とも相談しながら研究してまいりたいと考えております</p>	<p>維持管理に係る負担割合の算出方法については、寝屋川南部広域下水道組合規約や大阪市との協定においては、基本的に供用開始面積比を用いております。</p> <p>寝屋川流域では、内水排除を目的として合流方式で下水道整備されてきたことから、各市とも雨水、汚水の流入水量を正確に算出することは困難な面もありますが、組合、関係各市とも相談しながら研究してまいりたいと考えております。</p>
2	下水道総務課	維持管理費の負担基準の見直し (大阪市公共下水道)	<p>大阪市公共下水道の維持管理費負担金の算定は、管渠費用は幹線毎の計画面積比を基準とし、処理場等費用は供用開始面積を基準としている。</p> <p>処理場等費用は汚水処理費と雨水処理費に区分できるが、このうち汚水処理費については、面積を基準とすることは合理的な方法とはいえず、流入量を基準に加えることが適当と考える。大阪市と十分協議することが望まれる。</p>		

8. 経費節減対策(取り組み済み)

9. 契約事務(取り組み済み)

○全体的項目

10. 下水処理に関する計画(取り組み済み)

11. 公共下水道事業特別会計の財政及び地方債(取り組み済み)

・平成17年度包括外部監査についての改善措置等の内容

◎共通事項として総括すべき事項

1. 「公の施設」を含む公共施設の評価と更新について(取り組み済み)

2. 受益者負担のあり方について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17までの取り組み等の内容 と改善の方針	H18.7.14までの取り組み等の内容 と改善の方針
	財政課	(2)コストの把握の必要性	<p>条例上、利用料金を徴収しない施設についても、現状を把握し、コスト削減のための計画立案や、将来の投資意思決定に役立てるため、受益者負担額の算定に用いたものと同様の考え方によるコストの把握が必要である。それぞれの施設毎の管理コストを適切に把握し、サービスの質を確保しつつ、管理コストの低減を図るべきである。</p> <p>減価償却費や支払利息といったコストは、現在、所管課が把握していないが、施設の設置やその後の運営方針を検討する際には、施設の設置から更新・廃止までのトータルコストを勘案する必要がある。また、施設の効率性や効果を評価する際の判断基準のひとつとして、所管部署が認識しておく必要がある。</p>	<p>人件費及び公債費を含めたトータルコストについては現在導入中の行政経営支援システムを活用することにより把握を行ってまいります。また、施設管理経費については、毎年度の予算編成過程の中で、各施設の効率性や効果を評価し、逡減に努めているところであります。</p>	<p>人件費を含めたコストの把握については現在導入中の行政評価システムを活用することにより把握可能であります。また、施設管理経費については、毎年度の予算編成過程の中で、各施設の効率性や効果を評価し、逡減に努めているところであります。なお、「減価償却や支払利息」も含めたトータルコストの把握の手法等については現在検討中であります。</p>

3. 指定管理者制度導入に関する課題

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	地域経営課	(2)長期的戦略の構築	<p>指定管理者制度においては、数年毎に指定管理者の見直しを検討することが求められている。上記(1)で述べたように平成 17 年 12 月議会において条例改正され、おそらく、その附則を適用し、今後 3 年間は市の外郭団体が指定管理者に選定されることとなると考えられるが、その後は公募を原則とする手続条例の本則を適用した団体の選定がなされることとなるため、収入の多くを市からの施設管理受託業務に依存している外郭団体にとって、指定管理者に選定されない場合には当該団体の存続可能性が問題となる。</p> <p>この点を踏まえ、今後外郭団体においては、3 年後に公募によって指定管理者が選定される場合に備え、事業運営上の非効率を徹底的に排除し、長期的な視点による事業戦略を構築する必要がある。</p> <p>その際、人員の適正配置を含めた柔軟な人事制度の構築や、市の施設管理受託業務以外からの収入を得る事業の実施等、様々な取組みが考えられるが、指定管理者として選定されなかった場合も視野にいれ、指定管理者となった団体との事業上の協力関係が築けるような独自のノウハウをもつことが重要である。</p> <p>一方、市においては、指定管理者に担わせるべき公の施設の管理運営の範囲を協定事項として定める必要があることから、公の施設の特徴及び外郭団体が実施してきたこれまでの施設の管理運営を十分に把握するとともに、市としての役割と責任の範囲を明確にするため、公の施設の管理を行う所管課を中心に具体的検討を実施していく必要がある。市としても今後3年間を円滑に制度を導入するための準備期間として、過去における市と外郭団体との施設の管理運営上の関係を再度見直しながら、長期的な観点からの施設管理が望まれる。</p>	<p>市の外郭団体所管部署及び外郭団体において、市の人的関与の縮小・廃止、管理業務と行政補完業務の明確化、指定管理委託料の予算抑制など、人材育成も含めて団体経営の自立化・安定化と業務運営の効率化等に向けた改善計画を策定し、引き続き改善に取り組んでおります。</p>	<p>市の外郭団体所管部署及び外郭団体において、市の人的関与の縮小・廃止、管理業務と行政補完業務の明確化、指定管理委託料の予算抑制など、人材育成も含めて団体経営の自立化・安定化と業務運営の効率化等に向けた改善計画を策定し、現在改善に取り組んでおります。</p>
2	地域経営課	(3)人員確保の必要性	<p>現在、管理委託先である外郭団体には、市の職員が一部事務従事として複数出向し、共同して業務を行っており、生涯学習センター等、市の職員の占める割合が非常に高い場合がある。</p> <p>指定管理者制度に移行するにあたり、市の職員は当該団体の業務から一切離れることになり、外郭団体が指定管理者に選定された場合、自らの職員により運営管理を実施する必要がある。現在、市の職員が担っている一部の業務についても、当該団体にとって業務の範囲に含まれ、さらに、団体にとってはこれまで以上に自らの判断で事業を行う必要があり、これに伴う責任の範囲が拡大することが予想される。</p> <p>外郭団体においては、当初の指定期間は無条件に当該団体が選定されるにしても、その後は他団体との競争に勝つために団体運営を適正に行いような人員を確保する必要がある。そのためには、市の職員が現在担っている業務をたな卸しし、しかるべき人材を外から調達するなど、団体運営にとって近い将来に必ず直面する短期的な課題として人材確保を早急に行うべきである。</p>		

3	地域経営課	(5)外郭団体独自の給与体系の確立	<p>外郭団体の人件費については、市の給与体系に準じて支払われているため、これまで人件費の削減はもっぱら人員の削減(定年退職、人員不補充等)によって行われてきた。外郭団体においては、指定管理者制度導入の効果が実質的に市の財政負担の軽減であることを十分に理解し、団体の管理運営上、適正な人件費水準への見直しを実施することが必要である。</p> <p>本来、各団体における給与体系は、それぞれの団体の業種業態が異なるため、団体ごとに確立されるべきものであり、市に準じるべき性質のものではない。指定管理者制度が導入されるのを契機に公の施設を管理運営している外郭団体においてはコスト削減に関する検討をしており、今回調査を行った(財)八尾市文化振興事業団は、そのひとつとして「給与体系の見直し」を考えているところであるが、当該団体のみならず、すべての外郭団体においても業種業態に応じた適正な給与体系を確立すべきである。</p>	<p>市の外郭団体所管部署及び外郭団体において、市の人的関与の縮小・廃止、管理業務と行政補完業務の明確化、指定管理委託料の予算抑制など、適正な給与体系の確立も含めて団体経営の自立化・安定化と業務運営の効率化等に向けた改善計画を策定し、また外郭団体においても同様に経営計画を策定し、引き続き改善に取り組んでおります。</p>	<p>市の外郭団体所管部署及び外郭団体において、市の人的関与の縮小・廃止、管理業務と行政補完業務の明確化、指定管理委託料の予算抑制など、適正な給与体系の確立も含めて団体経営の自立化・安定化と業務運営の効率化等に向けた改善計画を策定し、また外郭団体においても同様に経営計画を策定し、現在改善に取り組んでおります。</p>
---	-------	-------------------	--	---	---

4. 生涯学習施設のあり方(取り組み済み)

5. 契約事務について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	文化振興課 生涯学習スポーツ課	(1)入札について	<p>①市場価格の把握</p> <p>市は建設工事や物品購入以外の業務委託の入札を実施する際には、標準的な単価に関する指標がないということから、業務委託金額(予定価格)の積算を行っていない場合が多い。このことは、事業団においても同様であり、平成 16 年度の業務委託の入札に際しては、過去の契約金額を参考にするだけで、仕様書に応じた、市場価格の把握は行われていなかった。</p> <p>入札の目的は、適正なコストを算出し、その算出した金額(予定価格)に対し、一定の品質を確保しつつ、公正かつ有利な契約を締結することにある。コストの削減度合いを把握するためには、適正な市場価格の把握が必要であり、今後、入札手続を採用する場合は、予定価格を適正に算出した上で、入札手続を実施することが望まれる。</p>	<p>(財)八尾市文化振興事業団は、文化会館及び生涯学習センターの指定管理者として事務の効率化や経費の削減を行うため、入札のあり方等について、契約規程改正に向けて検討を進めてまいります。</p>	<p>(財)八尾市文化振興事業団は市の出資団体であり、諸規程については、市に準じた形で制定しており、契約規程についても市に準じた形で制定しております。入札については、契約規程に基づき行っておりますが、平成18年度より文化会館及び生涯学習センターの指定管理者に事業団が指定され、事業団ではさらなる事務の効率化や経費の削減を行うために経営改革に着手しています。その一環として、契約規程についても、指定管理者制度にふさわしい規程に改正する予定で、入札のあり方についても検討してまいります。</p>

2	文化振興課 生涯学習スポーツ課	(1)入札について	<p>②入札の形骸化の可能性</p> <p>文化会館及び生涯学習センターにおける入札結果は以下のとおりである。なお、予定価格については、規程上、事前・事後とも非公表となっている。</p> <p>予定価格内での入札業者は1社のみであり、予定価格内での実質的な価格競争がないに等しい。また、すべての入札において同一の業者が常に最低価格を投じるのは、あらかじめ、入札参加業者間では、契約業者が決まっており、それ以外の業者は受託意思もなく入札するかのような印象を受ける。</p> <p>そこで、現在の契約規程を前提とするならば、今後とも、談合及び癒着を防止するとともに、受注意欲のある参加業者による公正な価格競争を促進するため、入札参加条件の緩和を含む入札参加業者数の拡大、予定価格の事前公表、現場説明会の廃止、公正取引委員会への不自然な入札事例の報告などすぐにでも実施可能な措置を速やかに講じ、ひいては、国が推進する電子入札システムの導入を図るべきである。</p>	(財)八尾市文化振興事業団は、文化会館及び生涯学習センターの指定管理者として事務の効率化や経費の削減を行うため、入札のあり方等について、契約規程改正に向けて検討を進めてまいります。	(財)八尾市文化振興事業団は市の出資団体であり、諸規程については、市に準じた形で制定しており、契約規程についても市に準じた形で制定しております。入札については、契約規程に基づき行っておりますが、平成18年度より文化会館及び生涯学習センターの指定管理者に事業団が指定され、事業団ではさらなる事務の効率化や経費の削減を行うために経営改革に着手しています。その一環として、契約規程についても、指定管理者制度にふさわしい規程に改正する予定で、入札のあり方についても検討してまいります。
3	文化振興課 生涯学習スポーツ課	(1)入札について	<p>③入札の効果</p> <p>平成16年度の途中において市が直接運営する施設についてグループ入札を実施した。</p> <p>グループ入札は、市の保有又は利用する施設に関し、施設の所在地に応じ、1グループあたり3施設から13施設の3つのグループに区分し、1つのグループに含まれる施設全ての清掃業務を1業者に委託するというものである。</p> <p>グループ入札の結果、現地調査を実施した施設の契約金額は、衛生処理場は167千円/月から124千円/月(25.7%減)、八尾図書館は211千円/月から150千円/月(28.6%減)、志紀図書館は167千円/月から135千円/月(19.5%減)となり、入札の効果が発揮された。</p> <p>設備保守や清掃など同種の業務でも管理主体によっては、競争入札でなく随意契約で行っている場合が多いが、今後は、業務内容や金額の重要性を勘案し、入札によるコスト削減や業者の入札参加の公平性を検討する必要があると思われる。</p> <p>また、事業団においては一般競争入札により、入札を実施しているが、10者程度の限られた業者のみが入札に参加している。入札情報の周知方法を検討し、入札参加業者を増やすことで、入札不調の場合、直ちに随意契約に移行するのではなく、業者を入れ替え、再入札を実施することなどを検討する必要がある。</p>	(財)八尾市文化振興事業団において、文化会館および生涯学習センターの指定管理者として事務の効率化や経費の削減を行うため、入札のあり方等について、契約規程改正に向けて検討を進めてまいります。	(財)八尾市文化振興事業団において、文化会館や生涯学習センターの指定管理者としてより一層効率的な施設管理を行うため、指定管理者にふさわしい契約規程の見直し検討を進めてまいります。

4	文化振興課 生涯学習スポーツ課	(2) 随意契約について	<p>① 随意契約の合理的理由がない</p> <p>随意契約に付された業務の選定理由を確認したところ、事業団及び振興会の契約の多くで、「契約の性質又は目的が競争入札による方法に適しない契約をするとき」とされていた。その契約業者をみると、過去に実施した入札での落札者に継続して発注し、なかには、施設の開館以来、継続して同一業者に委託している場合がみられた。</p> <p>しかし、警備・清掃・設備保守に関して言えば、その施設の特色により業務内容に違いはあるが、総じて業者間の技術・品質の差異は小さく、また、業者も複数存在するため、他業者による代替可能性は高いものと思われる。現在、3年ごとに入札し、その間は随意契約としている場合においては、「契約の性質又は目的が競争入札による方法に適しない契約をするとき」を理由にするのは、随意契約理由としては誤解を招くこととなるため、現行規程の改定が望まれる。</p> <p>また、長期継続契約については、地方自治法の平成16年11月改正を受け、リース契約等特定の業務を対象として平成17年4月1日施行の条例により認められるに至った。しかし、平成16年度の契約当時は、市及び市の外郭団体の財務規則や契約規程には何らの定めもなかった。したがって、同一業者との間で随意契約を更新するという方法により、実質的な長期継続契約を締結することは、契約事務手続上問題である。</p> <p>確かに、入札初年度に特殊な機械設備を新規に導入するなど、落札業者の初期投資を考慮することを要する事例(衛生処理設備や図書館システム等)では、入札業者との間で、入札後の4-5年間は随意契約を繰り返すことを前提に入札を実施する方が、入札初年度の契約金額を安価にし得ることもあろう。しかしながら、入札後に同一業者と長期に随意契約を継続している業務の契約記録を精査しても、果たして、落札業者の初期投資を検討すべき事例に該当するか否か、また、入札予定価格及びその後の随意契約金額を決定するにあたって受注業者の初期投資をいかに考慮したかについての記録は存在せず、事後的な検証は不可能であった。このように入札後に同一業者との間で随意契約を繰り返す合理的根拠を示す記録が存在しない状況では、外部の市民からみて、市及び市の外郭団体が必要以上に随意契約業者の既得権益を保護し、他業者の新規参入の機会を不当に妨げているのではないか、という疑問を生じかねない。</p> <p>そこで、現行の契約規程を前提とするならば、公正かつ有利な契約を締結するため、市及び市の外郭団体は、安易な随意契約理由の適用を改め、競争入札を採用するなど、厳格な運用が求められる。そして、入札翌年度以降に同一業者と随意契約を繰り返す場合には、随意契約理由についての事後的な検証を可能とするため、経済的合理性の観点から有利と判断した具体的な考慮事情や検討経過を記録し保存するとともに、少なくとも3年に1回の頻度で入札を実施するのが望ましい。</p>	(財)八尾市文化振興事業団において、今後、随意契約についても、契約規程の改正のなかで検討を進めてまいります。	(財)八尾市文化振興事業団において、文化会館や生涯学習センターの指定管理者としてより一層効率的な施設管理を行うため、指定管理者にふさわしい契約規程の見直し検討を進めてまいります。
---	--------------------	--------------	---	--	---

5	文化振興課 環境施設課 生涯学習スポーツ課	(2) 随意契約について	<p>②比較見積書をとっていない</p> <p>随意契約を締結する場合でも、競争による契約締結の手續に準じた手續により公正かつ有利な契約を締結するため、市の規則上はなるべく2者以上から見積りを徴することが原則とされているが、比較見積書を徴していない契約がみられた(衛生処理設備運転管理業務委託料)。</p> <p>事業団及び振興会においても、「理事長の承認」があれば比較見積書の省略も可能であるとの契約事務規程を根拠として、事業団及び振興会では理事長の承認の上、比較見積書を省略する扱いがなされていた。</p> <p>しかしながら、このような運用は、前述の理由と同様に、いずれも合理的な理由がない。</p> <p>そこで、随意契約においても、実質的な価格競争を確保することにより、公正かつ有利な契約を締結するため、安易な例外規定の適用を改め、比較見積書を徴取するという原則的な運用を厳格に適用することが望まれる。</p>	<p>(財)八尾市文化振興事業団において、今後、随意契約についても、契約規程の改正のなかで検討を進めてまいります。(文化振興課・生涯学習スポーツ課)</p> <p>(環境施設課;既に措置済み)</p>	<p>(財)八尾市文化振興事業団において、今後、随意契約の方法についても、契約規程の見直しの中で検討してまいります。(文化振興課・生涯学習スポーツ課)</p> <p>随意契約の相見積りについては現在適正に取得しており、契約締結事務の公正さを確保し、より一層透明性を高めるため、改善を図ってまいります。(環境施設課;措置済み)</p>
---	-----------------------------	--------------	--	--	--

6	環境施設課 八尾図書館	(2) 随意契約について	<p>③比較見積りが形骸化している可能性</p> <p>八尾市立図書館及び八尾市立衛生処理場の契約書類を閲覧したところ、形式的には2者以上の比較見積書を徴しているが、同一業者が毎年随意契約を締結しており、比較見積りが形骸化していると推測される場合がある。</p> <p>契約を希望する業者であるなら、通常、業者毎にオリジナルの用紙・書式を使用し見積書の体裁が異なることが考えられるが、契約業者以外の業者が使用する見積用紙は毎年市販の用紙が使用され、同じ体裁で内訳が記載され、業者の社名と社印が押印されているように見受けられ、あらかじめ契約業者が決まっているかのような印象を受ける。</p> <p>そこで、特定の業者にしかできない業務であれば、比較見積書を省略する理由を明確にしたうえで承認を得て契約を締結し、他方、他業者による代替可能性のある一般的な業務であれば、実質的な価格競争を伴う方法により比較見積書を徴取したうえで、随意契約を締結すべきである。</p> <p>また、比較見積書の提出を求める業者の選定基準が明確でない。そもそも2者以上の比較見積書を徴取する趣旨は、競争による契約締結の手續に準じた手續により、公正かつ有利な契約を締結するためである。そこで、金額の妥当性及びコスト削減の可能性を探るためにも、比較見積書の提出業者を固定化させることなく、見積書提出業者間の談合の可能性を防ぎつつ、可能な限り多数の受注意欲のある業者に比較見積書を提出させるべきである。契約担当者は、受注意欲のない既存の業者は比較見積書提出業者から外し、見積書提出業者に関する情報の秘密保持を徹底し、同等の技術・品質の確保ができる業者から広く徴すべきである。そして、提出を求める比較見積書には、各業者が営業活動の結果、可能となる最低限の数値が記載されているべきであると考え。</p> <p>契約記録を閲覧したが、契約担当者が、いかなるプロセスを経て、比較見積提出業者を選定し、比較見積書を徴取したかを確認しようとしても、入手過程についての記録が全く編綴されていなかった。そこで、契約締結事務の公正さを確保するため、契約締結に至るプロセスを時系列的に記録化するなど、より一層の透明性を高め、事後的な検証が可能となる措置を講ずることが望まれる。</p>	<p>24時間フル稼働の施設で、特許機器も含め特殊な機器が大半を占めており、故障等に熟知・迅速に処置することで、安定的に業務の遂行を行って参りました。</p> <p>今後は、さらに費用対効果を基本に、コスト削減の管理運営を行い、契約締結事務の公正さ、透明性をより一層高めるため、改善を図ってまいります。(環境施設課)</p> <p>より透明性を図るため、平成19年度予算要求時より八尾市登録業者名簿から無作為に抽出した複数業者から見積書を取得し予算要求を行いました。(八尾図書館;措置済み)</p>	<p>業者の選定にあたっては、契約の目的、内容に照らして、それに対応する資力、信用、技術、経験等を有する潜在的な業者が算入できるよう、契約手続きの透明性の一層の確保の改善を図ってまいります。</p>
---	----------------	--------------	--	---	---

6. 現地調査対象施設特有の事項

(1) 八尾市立衛生処理場

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	環境施設課	①施設の稼働状況	<p>市の下水道の普及や市の人口及び世帯数の減少に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量も減少している。処理工程で示した処理場の設備のうち、第一次処理、第二次処理及び高度処理の一部(砂ろ過塔)はそれぞれ同一の施設が2つ設置されており、年間処理能力 10 万トン程度となる。</p> <p>搬入量の減少傾向から年間の処理能力には余剰があるように推察されるが、1 日あたりの処理量は設備能力 275kl まで稼働している日もあった。</p> <p>ただし、今後ますます下水道の普及が進むなど、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量が減少することが想定されるため、余剰設備をいかに有効活用するかを検討することが望まれる。例えば、他市町村において現有設備では賅いきれない部分を八尾市で請け負う等の対応を行うなどにより、設備の有効利用を促進するなどである。</p> <p>なお、大阪府は「大阪府広域的浄化槽汚泥等処理方策検討専門委員会」を設置し、将来にわたるし尿や浄化槽汚泥の安定的で効率的な処理体制の確保へ向け、20年先を見据えつつ、今後10年間の処理体制整備のあり方を探るため、専門的見地からの意見交換を行っているため、市はこれらの意見も積極的に活用すべきである。</p>	<p>「大阪府広域的浄化槽汚泥等処理方策検討専門委員会」の内容をふまえ、地域特性に応じた広域的な処理方策を検討し、他市との連絡調整を行いながら、引き続き処理体制整備を図ります。</p>	<p>「大阪府広域的浄化槽汚泥等処理方策検討専門委員会」の内容をふまえ、他市との連絡調整を行いながら、処理体制整備を図ります。</p>
2	環境施設課	②今後の廃棄物の処理方法	<p>現在、受入貯留設備である「し尿貯留槽」及び「浄化槽汚泥貯留槽」において発生するきょう雑物については、業者へ引渡し海洋投棄の手続きを行っている。しかし、「1972 年の廃棄物その他の投棄による海洋汚染の防止に関する条例の 1996 年議定書」(ロンドン条約 96 年議定書)等を踏まえ、平成 14 年 2 月 1 日に施行された廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成 14 年政令第 2 号)により、新たなし尿及び浄化槽汚泥の海洋投入処分が禁止され、現に、し尿及び浄化槽汚泥の海洋投入処分を行っている者についても 5 年間の適用猶予の後、平成 19 年 1 月末までに禁止することとされた。このため、経過措置の期間内に現在海洋投入処分されているし尿及び浄化槽汚泥の陸上処理体制が整うよう、施設整備を着実かつ計画的に行うことが急務となっている。</p> <p>このような状況を踏まえ、各市町村において、地域の実情を把握しつつ、し尿・浄化槽汚泥高度処理施設等の整備、公共下水道終末処理施設の活用、広域的な処理体制の確保等を行い、可能な限り早期にし尿及び浄化槽汚泥の海洋投棄が廃止できるようにする通知が、国から大阪府に対しなされている。</p> <p>市においては、他市町村と比較し、設備能力が大きいため廃棄物も多量となることから、その処理をどのように取り扱っていくかを今後検討していく必要があるが、市単独での対応ではコスト負担が多額になり、また、大阪府下に同種の施設が重複設置されるような事態が想定されるため、大阪府全体として早急に取り組むべき案件として捉えるべきものであり、早期の協議が必要である。</p>	<p>平成 19 年 1 月末をもって海洋投棄の禁止にともない、平成 19 年度(4 月以降)は、陸上処理対策について、他市との情報交換を行いつつ、早急に具体化(業者選定等)に向けて、すみやかに実施を図ります。</p>	<p>大阪府下施設長協議会実務担当部会の研修会のテーマのひとつとして、「平成 19 年 1 月をもってし尿等一般廃棄物の海洋投棄が禁止されることに伴う影響と対応について」を、大阪府主催で情報交換を行い、府下統一的な処理を行うべく、引き続き検討してまいります。</p>

3	環境施設課	⑤衛生処理に関する受益者負担率	<p>衛生処理場の搬入業者のうち、し尿については、市の外郭団体である(財)八尾市清協社が搬入している。同会社に対しては、市は、し尿収集運搬及び手数料の集金事務を委託している。なお、同会社から徴収すべき衛生処理場の使用料は市との契約により無料となっている。衛生処理に係るコストに関する受益者負担のあり方を考える上で、負担率が下落傾向にある現状について、委託料の積算内容の精査やし尿取扱手数料等の設定水準の検討等様々な角度からの分析が必要である。</p> <p>さらに、衛生処理施設の管理運営にかかるコストは施設の減価償却費及び支払利息を含め456百万円となっているが、これに上記委託料772百万円を加えた総額1,228百万円を衛生処理に係るコストととらえ、し尿等取扱手数料181百万円の妥当性を検討する必要がある。</p> <p>施設の維持管理をするにあたっては、搬入量に関わらず一定の経費は発生するが、受益者と市との負担関係のあり方を検討し、適正な手数料水準を探っていくべきである。</p>	<p>し尿の使用料(搬入料)は当初から無料であり、浄化槽汚泥についても、平成18年度より廃止いたしました。</p> <p>施設の維持管理については、受益者負担率だけでなく、業者委託等の経費も含め、費用対効果を踏まえて、今後も適正な水準の確保に向け、改善を図ってまいります。</p> <p>なお、し尿処理手数料の見直しについては、環境衛生的見地や下水道未整備地域の実情、物価状況を踏まえるとともに、政策的配慮を勘案し、引き続き慎重に検討してまいります。</p>	<p>し尿の使用料(搬入料)は当初から無料であり、浄化槽汚泥についても、平成18年度より廃止いたしました(前項④参照)。</p> <p>施設の維持管理については、受益者負担率だけでなく、業者委託等の経費も含め、費用対効果を、今後も適正な水準の確保に、改善を図ってまいります。</p> <p>なお、し尿処理手数料の見直しについては、環境衛生的見地や下水道未整備地域の実情、物価状況を踏まえるとともに、政策的配慮を勘案し、慎重に検討してまいります。</p>
4	環境施設課	⑥契約関係	<p>随意契約による場合、市において予め工事請負業者として登録している団体から見積書入手する業者を選定しているが、その選定基準は特段定められていない。契約の状況について調査した結果、毎回特定の業者から見積書入手し、結果的に契約を締結する業者は固定されているのが実情である。</p> <p>複数の業者から見積書入手することの意義は、費用の積算の妥当性を検討し、コスト削減効果を達成するものと思われるが、現状のような手続きではその効果を期待することは困難と考えられる。</p> <p>契約は入札によることが原則であるため、まず、随意契約理由が存在するかについて、厳格に検討することが求められる。仮に、随意契約理由が存在する場合であっても、受注意欲の乏しい見積書入手先の固定化や見積書提出業者間の談合を防止するため、見積書入手先業者名簿の充実、公正な選定基準の設定、想定される業務を委託するのに適当な業者に関する情報の収集、比較見積書提出業者情報に関する秘密保持など、実質的な価格競争を確保するための措置を講ずることが望まれる。</p>	<p>24時間フル稼働の施設で、特許機器も含め特殊な機器が大半を占めており、故障等に熟知・迅速に処置することで、安定的に業務の遂行を行って参りました。</p> <p>今後は、さらに費用対効果を基本に、コスト削減の管理運営を行い、契約締結事務の公正さ、透明性をより一層高めるため、引き続き改善を図ってまいります。</p>	<p>契約締結事務の公正さを確保し、より一層透明性を高めるため、改善を図ってまいります。</p>

(2)八尾市立図書館

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	八尾図書館	③複合施設のあり方	<p>山本図書館は、山本コミュニティセンターの1～3階に設置されており、施設管理はコミュニティセンターの所管課である自治推進課があたっている。そのため、図書館施設の運営保守や維持修繕に関するコストが把握されていない。その結果、施設の管理コストに関して意識しにくい状態である。</p> <p>施設を運営管理していく上で、適切なコストを把握することで、施設の適切な使用及び修繕に関する意識が高まり、また、施設の改廃に関する意思決定に資するものとなるため、なんらかの合理的な基準を策定し、それに基づき適切なコスト把握を実施すべきである。</p>	<p>維持管理経費等については関係部署間の調整により、管理コストの算出を行い、公共施設評価のなかで、コスト把握を含めた施設管理評価を進めることとしました。(措置済み)</p>	<p>建物の維持管理経費は、当然、貸出コストに反映されるものですが、複合施設であるため、図書館費に計上されていないので、決算等の貸出コストに表れていない面がありました。が、夜間開館等の新規サービスを行う際には、山本図書館の維持管理経費も計上し、コスト計算を行っており、今後とも管理コストの把握に努め、図書館の管理運営に反映させてまいります。</p>

(3)八尾市文化会館

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	文化振興課	②自主事業の状況	<p>事業団の収支は市からの受託事業と自主事業等によるものに大別される。前者は実費精算を原則としているため収支均衡することから、事業団の財政は自主事業等の採算性に大きく影響される。自主事業に携わる職員の人件費相当は、施設管理受託収入により賅われており、当該事業に係る収支実態を明らかにするには、これらの人件費相当額を収支に反映させる必要があるが、その場合、収支差額は悪化することになる。</p> <p>なお、事業団において自主事業の収支差額がプラスとなった場合、当該金額は市の負担を軽減すべき金額として、事業団は施設管理受託収入の内、収支差額相当分を市に返還しており、収支差額がプラスであった平成 12 年度から平成 14 年度までの市への返還額の累計は 15 百万円である(平成 12 年度 6 百万円、平成 13 年度 8 百万円、平成 14 年度 1 百万円)。</p> <p>また、自主事業の内、共催事業及び名義主催事業については、民間団体等との共同事業であり、文化振興の推進を促す目的から、事業団が利用者にかわって市に施設使用料を支払っているが、赤字でもなお事業を行う必要があるのか等、施設使用料負担の是非や自主事業のあり方を見直す必要がある。</p> <p>事業団は八尾市文化会館の他、生涯学習センターについても管理運営しており、指定管理者制度導入により、指定業者となるべく、平成 16 年 4 月 1 日付けで法人内に「経営改革検討委員会」を設置し、文化会館部会及び生涯学習センター部会を設けて検討している。文化会館部会は委員会設置から平成 17 年 9 月 13 日までの期間で検討会議を 33 回開催し、具体的対応について検討しているが、市受託事業以外の事業の採算性については、平成 14 年度の包括外部監査においても指摘されており、今後、早急に対策を講じる必要がある。</p>	<p>名義主催事業については、従来は事業団が施設使用料を負担していましたが、平成 18 年度からは、施設使用料は負担しない形で名義のみの付与で事業を実施することに变更し、収支の改善を行っています。</p> <p>自主事業については、施設の設置目的である芸術文化の振興に寄与するため、市民ニーズや質の高い音楽等の舞台公演を中心に事業展開を行い、収支差の減少に努めており、今年度からの利用料金制の導入により、採算性については、施設使用料収入や自主事業の財源となる収入等全体的な収支の中でバランスを取っております。(措置済み)</p>	<p>平成 18 年度からの指定管理者制度導入に伴い、従来の市の受託事業が事業団と市の共催事業として実施されることになりました。</p> <p>また、利用料金制の採用により、入場料収入も指定管理者が収受できるものとしたため、受託事業と自主事業の差異はほとんどなくなり、両事業とも収支採算が事業団経営に直接波及します。</p> <p>名義主催事業については、従来は事業団が施設使用料を負担していましたが、今年度からは、施設使用料は負担しない形で名義のみの付与で事業を実施することに变更しました。</p> <p>自主事業については、施設の設置目的である芸術文化の振興に寄与するため、質の高い音楽等の舞台公演を中心に事業展開を行っていますが、今年度からは利用料金制が導入されたことにより、採算性については、施設使用料収入等全体的な収支の中でバランスを取ってまいります。</p>

(4)八尾市生涯学習センター

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	生涯学習スポーツ課	①施設の稼働状況	<p>研修室等はおおむね利用率は高いといえるが、料理室や試食室、和室など極端に利用率の低いものもある。利用者ニーズにあった講座の開催等により、利用率を向上させる方法を検討すべきである。</p>	<p>料理室(試食室)では、一般使用の制限が多く、貸し出しだけでは利用率の向上を図ることは困難であるので、指定管理者と協議を図りながら、現在行っている講座とは別の講座を実施することなどで、単に部屋の貸し出しだけではなく、全体的な来館者数の向上及び施設の稼働率の向上を図りました。(措置済み)</p>	<p>利用料金制の導入により、施設の利用率を上げ、利用料金の増収を図ることは、指定管理者の存亡に関わる課題です。18年度から指定管理者と共に利用率の低い部屋について、多様な講座の開催を検討すると共に、それらの部屋を使用した講座修了生のサークルを育成する等の方策を検討してまいります。</p>
2	生涯学習スポーツ課	②貸室及び設備等の有効利用	<p>生涯学習センター内を視察した結果、当初の使用目的どおりに利用されていない設備が散見された。特に、1階部分の〈かがやき〉インフォメーション部分は、当初、施設のメインにおかれ、パンフレット等に記載されている設備が撤去される、あるいは、修繕されず使用不可の札が貼られているなど、本来の利用目的を達成できていない。また、これとあいまってコスト削減のため、照明を暗くしているため、施設に足を踏み入れにくい印象を与える。いずれの設備も利用方法が限定されるため、改造しなければ他の目的に利用できない。</p> <p>建設時の計画策定時において、設備の利用に関する長期的な観点からの検討が十分にされていなかったと言わざるを得ない。今後、施設の利用目的を再検討し、設備の要・不要の検討を実施し、必要と思われるものについては、適切な修繕及び管理を実施することが望まれる。</p>	<p>1階のインフォメーションコーナー部分においては、19年度に機能改善を行う前提で、要不要を検討しながら、適切に修繕等を行っていく予定としております。</p>	<p>貸室及び設備の有効利用については、生涯学習センター全館の改修計画を18年度に策定する予定であり、その中で総合的に研究してまいります。</p>

<p>3 生涯学習スポーツ課 健康管理課</p>	<p>③目的外使用施設</p>	<p>健康プラザでは、八尾市財務規則第 144 条の規定により、生涯学習センターの一部を毎年の申請に基づく目的外使用許可により、(社)八尾市医師会、(社)八尾市歯科医師会及び(社)八尾市薬剤師会が利用している。</p> <p>上記の 3 団体は市の保健福祉行政各般にわたり、多大な協力をするとともに、地域住民の健康保持増進等地域医療に大きく寄与されている公共的性格を有する団体である、と市は認識している。とりわけ、本市が健康プラザ等で実施する成人・母子等の各種健康診断や予防接種をはじめ、土・日曜日に保健センター1階で開設している休日急病診療所の業務など、健康プラザで実施している大半の業務を委託している。</p> <p>このように各種業務を委託している団体であり、また、SARS や O-157 など、突発的な事象発生時の対応など、常に健康管理課と連絡・調整を迅速かつ緊密に行なう必要があるため、生涯学習センターの一部に使用許可を与え、八尾市公有財産及び物品条例第 6 条第 2 項の規定により使用料を免除している。</p> <p>八尾市財務規則上は、特に必要があると認めるときのほか、通常は、短期間の使用許可しか与えられないにもかかわらず、市は 1 年毎に更新することで、結果として長期にわたって継続的に当該 3 団体に使用許可を与えている。</p> <p>また、使用料については、公共的団体として免除しているが、市が実施する事業の委託等を行っており、受託事業者に対し、無償で施設の使用許可を出している。</p> <p>しかしながら、これらの団体は、市民のために公益的業務を行っているが、業務の大半は所属会員のための団体固有の業務と考えられる。したがって、このような団体に対し、長期間にわたる目的外使用許可及び使用料免除許可を出すことに対しては、市民の目から見て公平性に疑問を戴かせるものであり、今後、施設の使用料を徴収することを含め、目的外使用許可のあり方について見直しが求められる。</p>	<p>健康プラザにおいては、休日診療をはじめ、各保健事業がほぼ毎日実施される中で、三師会との連絡・調整は不可欠であり、また、平成20年度に予定されている医療制度改革への対応や小児科医師が絶対的に不足する中、休日診療所運営を維持していくためにも、今後、より一層の三師会との連携が必要になっており、八尾市民の公衆衛生の向上及び健康保持増進等のためにも、三師会事務局が健康プラザにあることが望ましいと考えております。</p> <p>しかしながら、市民の目から見て公平性に疑問を抱かせることがないよう目的外使用許可のあり方については、引き続き、関係機関と協議を進める中で、研究してまいります。</p>	<p>過去の経過や他市の状況、休日急病診療所をはじめとした各事業等への影響等も勘案しながら、関係部局及び関係機関との協議を進める中で、方向性を研究してまいります。</p>
------------------------------	-----------------	---	--	---

(5)八尾市立屋内プール

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H19.1.17までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	生涯学習スポーツ課	②契約関係	イ. すべて比較見積書を徴していなかった 契約規程第18条第2項において2者以上からの見積書を徴することが定められているにも関わらず、入手されていなかった。また、客観的に比較見積書を徴する必要性がないとの結論に達する過程において、その公正さや有利さをどのように検討され、理事長がそれを認めたかという経緯は決裁書からは判断できなかった。	18年度より契約規程に基づき2者以上から見積書を徴しました。(措置済み)	契約規程に従い指摘事項の不備な点は改善いたします。

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	生涯学習スポーツ課	②契約関係	ア. すべて随意契約であった 植栽等管理業務については、契約規程第 18 条 1 項 2 号を適用する性質のものではなく、競争入札を採用することがむしろ適していると考え。また、当該委託業者が市の外郭団体であるため同条 1 項 8 号を理由にするのは拡大解釈と考える。 浄化槽(合併型)維持管理業務については、浄化槽施設の管理業務の委託契約は市の環境部において入札し、単価等の基本的事項について協定されており、それに従わざるを得ないため、当該理由は妥当と考える。 ろ過設備保守点検整備業務及び昇降機保守点検業務の委託契約先は対象設備の設置業者であること、昇降機保守点検業務については昇降機内の監視業務とセットとなっており、また、金額が 130 万円未満のため、いずれの随意契約理由も妥当と考える。しかし、昇降機保守点検業務については昇降機の保守点検のみの委託であれば、設置業者以外の業者への入札も可能であると思われる。	19年度より業者間で競争ができる条件で選定できるよう改善いたします。 なお、昇降機保守点検業務については18年度より指定管理者に指定され、機器の設置業者と保守契約を行うのは緊急対応やトラブル機器の修理修繕等に置いて迅速に対応でき、利用者のサービス向上となることから、現行では設備を知り尽くしている業者と保守契約を結ぶことが妥当と考えています。	今後、契約のあり方について協議してまいります。
2			ウ. 結果的に竣工当時から同一業者が選定されていた 屋内プールについては、振興会が市直営の運営形態を円滑に引き継ぐとの考えで、当初入札時の経過を踏まえ既契約業者と随意契約をしている。 同一業者との間で長期にわたって継続的な契約を締結することは、運営面におけるノウハウが蓄積され、効率性に資する面があることも否めないが、竣工時の契約業者の既得権益を擁護し、他の業者の新規参入の機会を妨げ、結果として、業者間の価格競争を阻害し、契約金額が高止まりとなる危険を孕むもので、公平性及び有利さに欠ける。さらには、契約業者との癒着が生じ、不正の温床となりかねない側面もある。 これらに留意し、業者変更が可能な業務内容については、一定期間ごとに変更することが望まれる。	継続的な契約を締結することは、運営面におけるノウハウが蓄積され、効率性に資する面もあることから、現行業者と経費削減について協議を進めるとともに、ご指摘の点については、将来的な入札等も含めて慎重に検討していきたいと考えています。	継続的な契約を締結することは、運営面におけるノウハウが蓄積され、効率性に資する面があることから、ご指摘の点については、将来的な入札等も含めて慎重に検討していきたいと考えています。

(6)八尾市立総合体育館

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H19.1.17までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	生涯学習スポーツ課	②契約関係	イ. すべて比較見積書を徴取していなかった 契約規程第18条第2項において2者以上からの見積書を徴することが定められているにも関わらず、入手されていなかった。また、客観的に比較見積書を徴する必要がないとの結論に達する過程において、その公正さや有利さをどのように検討され、理事長がそれを認めたかという経緯は決裁書からは判断できなかった。	18年度より契約規程に基づき2者以上から見積書を徴しました。(措置済み)	契約規程に従い指摘事項の不備な点は改善いたします。

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	生涯学習スポーツ課	①稼働状況	稼働状況を見る限りは、おおむね稼働状況は良好といえる。 なお、特定のスポーツに限定される施設については、今後多目的利用も視野に入れ、利用促進を図るべきと考える。また、利用実績が減少傾向にある施設については利用者ニーズに応じた転用を検討すべきである。	さらに新規事業も検討し、引き続き利用促進を図っています。	利用者ニーズの調査などを行い、新規事業も実施し、利用促進を図っています。
2		③契約関係	ア. すべて随意契約であった 植栽等管理業務及び競技場等管理業務については、委託内容については、契約規程第 18 条 1 項 2 号を適用する性質のものではなく、競争入札を採用することがむしろ適していると考え。 また、当該委託業者が市の外郭団体であるため同条1項8号を理由にするのは拡大解釈と考える。 ウ. 結果的に竣工当時から契約している業者が選定されていた 総合体育館を開設した当時から同一業者と継続して委託契約を締結していた。同一業者との間で長期にわたって継続的な契約を締結することは、運営面におけるノウハウが蓄積され、効率性に資する面があることも否めないが、竣工時の契約業者の既得権益を擁護し、他の業者の新規参入の機会を妨げ、結果として、業者間の価格競争を阻害し、契約金額が高止まりとなる危険を孕むもので、公平性及び有利さに欠ける。さらには、契約業者との癒着が生じ、不正の温床となりかねない側面もある。これらに留意し、業者変更が可能な業務内容については、一定期間ごとに変更することが望まれる。	19年度より業者間で競争ができる条件で選定できるよう改善いたします。	競技場等管理業務については、開館からの習得された技術や設営ノウハウがあり、利用者とのコミュニケーションも図られ公共施設として望ましい関係となっているので、植栽等管理業務とともに競争入札については慎重に検討します。
				継続的な契約を締結することは、運営面におけるノウハウが蓄積され、効率性に資する面もあることから、現行業者と経費削減について協議を進めるとともに、ご指摘の点については、将来的な入札等も含めて慎重に検討していきたいと考えています。	継続的な契約を締結することは、運営面におけるノウハウが蓄積され、効率性に資する面もあることから、ご指摘の点については、将来的な入札等も含めて慎重に検討していきたいと考えています。

7. 現地調査対象外施設に関する事項

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H19.1.17までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	交通対策課	(1)八尾市自転車駐車場	<p>八尾シティネット株式会社は市の外郭団体ではあるが、株式会社形態をとる以上、採算性を重視した経営を行わなければならない。すなわち、管理委託施設及び所有施設に係るコスト分析を実施し、最適なコスト水準となっているか、相当の利用料金を徴収できているか等を他市、同業他社、立地条件等との比較検討を含め、検証する必要がある。</p> <p>その結果、特に、指定管理者制度導入によって他社との競争が想定されるため、採算性の阻害要因となっている事項についての対策、例えば、料金設定に関する自由裁量性の確保、市の資本的関与の程度、最適な人件費水準確保のための人事制度の見直し等を検討し、法人運営に係る影響を十分に検討する必要がある。</p>	<p>八尾シティネット株式会社は、市から管理を受託している自転車駐車場の施設の改善や効率的な活用を図り、市民サービスの向上に努めるとともに、平成18年4月からの指定管理者制度の実施については、人件費や管理諸経費等の削減などさらに企業努力を行い、株式会社として採算性も重視した中で業績の向上に努めてまいります。以上の方針に沿って改善に向けた検討を引き続き行ってまいります。</p>	<p>八尾シティネット株式会社は、市から管理を受託している自転車駐車場の施設の改善や効率的な活用を図り、市民サービスの向上に努めるとともに、平成18年4月からの指定管理者制度の実施については、人件費や管理諸経費等の削減などさらに企業努力を行い、株式会社として採算性も重視した中で業績の向上に努めてまいります。以上の方針に沿って改善に向けた検討を行ってまいります。</p>